

宮若市パートタイム会計年度任用職員「福祉部門」募集案内

宮若市役所で「福祉部門」における会計年度任用職員として、令和8年4月1日から勤務を希望する方を募集します。勤務を希望する方は、下記期間に申込をお願いします。書類選考及び面接を実施し、採否を決定いたします。

・申込受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月19日（月）まで

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づいて任用される非常勤職員です。会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、全体の奉仕者として服務規程（職務専念義務や守秘義務）が適用されます。服務規程については、後述の「4. 勤務条件」をご確認ください。

なお、この募集は、正職員より短い勤務時間（パートタイム）で任用を行う「**福祉部門**」の職種に関するものです。「**福祉部門**」以外の職種に関しては、これとは別に募集を行っていますので、宮若市公式ホームページにてご確認ください。

2. 注意事項

以下の注意事項をご確認いただき、申込をお願いします。

（1）募集に関しては、令和8年度暫定予算及び当初予算の成立を前提としていますので、諸条件が変更となる場合があります。

（2）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1箇月（採用後1箇月間の実際の勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用されます。

（3）申込資格がないことまたは申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

3. 募集する職種・採用予定人員・申込資格等

○共通事項

（1）地方公務員法第16条に該当する人（以下のア～ウに該当する人）は申込ができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 宮若市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○職種毎の申込資格等

区分	職種	職務内容	申込資格
ア	家庭児童相談員兼母子父子自立支援員（週5日）		次のいずれの要件も満たす人 ①児童福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、教員免許のいずれかの資格を有する人 ②行政、児童養護施設等で児童や家庭に関する相談業務に従事した経験のある人 ③文書作成（ワード）、表計算（エクセル）などのパソコンの基本的な操作が可能な人（枠外の※参照のこと） ④普通自動車運転免許を有する人（AT限定可）
イ	家庭児童相談員兼母子父子自立支援員（月13日）	児童の養育や生活上の悩みに対する相談支援（訪問含む。）、児童虐待事案対応、ひとり親家庭の就労・生活・子育てなどに関する相談支援（訪問含む。）	
ウ	子育て支援センター支援員A（保育士資格等保有者）	子育て支援業務（相談業務・一時預かり保育）、行事業務など	保育士又は幼稚園教諭免許を有し、かつ文書作成（ワード）、表計算（エクセル）などのパソコンの基本的な操作が可能な人（枠外の※参照のこと）
エ	子育て支援センター支援員B（保育士資格等保有者）	子育て支援業務（相談業務・一時預かり保育）、行事業務などで、他の職員の休暇時等にスポット的に勤務を行う。	保育士又は幼稚園教諭免許を有する人
オ	子育て支援センター支援員C（子育て支援研修修了者）	子育て支援業務（相談業務・一時預かり保育）、行事業務など	
カ	子育て支援センター支援員D（子育て支援研修修了者）	子育て支援業務（相談業務・一時預かり保育）、行事業務などで、他の職員の休暇時等にスポット的に勤務を行う。	子育て支援研修修了者
キ	子育て支援センター調理員A	子育て支援センターでの給食調理業務、一時預かり保育補助業務	
ク	子育て支援センター調理員B	子育て支援センターでの給食調理業務、一時預かり保育補助業務で、他の職員の休暇時等にスポット的に勤務を行う。	乳幼児食調理員の経験を有する人

区分	職種	職務内容	申込資格
ケ	保健師	母子手帳交付、乳幼児健診、育児相談など母子保健に関する業務全般	普通自動車運転免許と保健師資格を有する人
コ	管理栄養士	栄養指導、特定保健指導、食生活改善指導など健康増進に関する業務全般	普通自動車運転免許と管理栄養士資格を有する人
サ	栄養士	子育て支援センターにおける一時預かり保育の給食献立作成、給食調理(離乳食を含む)、保護者との面談、食材発注など	普通自動車運転免許と栄養士資格を有する人
シ	社会福祉士	権利擁護に関する業務、高齢者の保健・福祉・介護の総合相談業務と介護予防ケアプラン作成など	普通自動車運転免許と社会福祉士資格を有する人
ス	主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する相談・支援、高齢者の保健・福祉・介護の総合相談業務と介護予防ケアプラン作成など	介護支援専門員資格を有し、主任介護支援専門員研修の全課程を修了している人で、かつ普通自動車運転免許を有する人
セ	介護支援専門員	介護予防ケアプラン作成、高齢者の保健・福祉・介護に関する総合相談業務など	次のいずれの要件も満たす人 ①介護支援専門員資格を有する人 ②普通自動車運転免許を有する人 ③文書作成(ワード)、表計算(エクセル)などのパソコンの基本的な操作が可能な人(枠外の※参照のこと)
ソ	ケースワーカー	生活保護者へのケースワーク(生活保護世帯の訪問相談)など	行政機関で同様の業務経験がある人
タ	面接相談員	生活保護面接相談業務(面接相談、生活保護に係る年金調査事務)など	
チ	被保護者就労支援員	被保護者への就労支援業務(関係機関やケースワーカーと連携した支援業務)など	

※文書作成(ワード)・表計算(エクセル)などのパソコンの基本的な操作能力は、文書作成(ワード)においては、日本語ワープロ検定4級程度(20分間で200文字以上、正確に入力ができる能力があること。)で、表計算(エクセル)においては、情報処理技能検定試験(表計算)4級程度(文字・数字の入力、列幅変更、合計・平均関数、罫線処理、印刷処理等ができる能力)のこと。

4. 勤務条件

○共通事項

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間（勤務成績により再度任用される可能性があります） ※任用期間は、令和8年度暫定予算及び当初予算の成立を前提としています。
給与	基本報酬、時間外勤務がある場合はその分の報酬、通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当（期末手当、勤勉手当は週の勤務時間が15時間30分未満の場合は支給対象となりません。）
社会保険等	福岡県市町村職員共済組合及び全国健康保険協会管掌厚生年金保険に加入します。ただし、週の勤務時間が20時間に満たない場合や給与の月額が8万8千円に満たない場合は、加入対象となりません。
休日	配属先によって、異なります。
年次有給休暇	任用期間に応じて付与します。

その他、地方公務員法の規定に基づき、以下の規定が適用されます。

- ・服務の根本基準（第30条）

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力で職務に専念しなければならない。

- ・服務の宣誓（第31条）

服務の宣誓をしなければならない。

- ・法令及び上司の命令に従う義務（第32条）

職務遂行に当たっては、法令等各種規定に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならぬ。

- ・信用失墜行為の禁止（第33条）

その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- ・秘密を守る義務（第34条）

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様。

- ・職務に専念する義務（第35条）

勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

- ・政治的行為の制限（第36条）

公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。

- ・争議行為等の禁止（第37条）

ストライキ、怠業その他争議行為又は市の機関の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。

○個別事項

基本給に関しては、その職務に関する前歴を考慮して決定します。また、条例改正により変更される場合があります。

区分	職種	勤務日数	勤務時間	基本給
ア	家庭児童相談員兼母子父子自立支援員(週5日)	土日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、7時間勤務 (1時間の休憩時間あり)	月給 233,100 円～241,200 円
イ	家庭児童相談員兼母子父子自立支援員(月13日)	土日、祝日、年末年始を除く月13日勤務		日給 11,100 円～11,480 円
ウ	子育て支援センター支援員A（保育士資格等保有者）	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:00～17:30 の内、7時間30分勤務 (1時間の休憩時間あり)	月給 218,300 円～229,900 円
エ	子育て支援センター支援員B（保育士資格等保有者）	日曜日、祝日、年末年始を除く月10日程度の勤務	8:00～17:30 の内、7時間30分以内の勤務 (スポット的に勤務する場合があります。)	時給 1,386 円～1,460 円
オ	子育て支援センター支援員C（子育て支援研修修了者）	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:00～17:30 の内、7時間30分勤務 (1時間の休憩時間あり)	月給 212,300 円～218,300 円
カ	子育て支援センター支援員D（子育て支援研修修了者）	日曜日、祝日、年末年始を除く月10日程度の勤務	8:00～17:30 の内、7時間30分以内の勤務 (スポット的に勤務する場合があります。)	時給 1,348 円～1,386 円
キ	子育て支援センター調理員A	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、6時間45分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 191,100 円～196,500 円
ク	子育て支援センター調理員B	日曜日、祝日、年末年始を除く月8日程度の勤務	8:30～17:15 の内、4時間以上、7時間30分以内の勤務	時給 1,348 円～1,386 円
ケ	保健師	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、6時間45分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 258,100 円～267,000 円
コ	管理栄養士	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、6時間45分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 258,100 円～267,000 円
サ	栄養士	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～16:00 の6時間30分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 216,500 円～223,900 円
シ	社会福祉士	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、6時間45分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 258,100 円～267,000 円
ス	主任介護支援専門員	日曜日、祝日、年末年始を除く週5日勤務	8:30～17:15 の内、6時間45分勤務 (1時間の休憩あり)	月給 258,100 円～267,000 円
セ	介護支援専門員	土日、祝日、年末年始を除く月17日勤務	8:30～17:15 の7時間45分勤務	日額 12,290 円～12,710 円

区分	職種	勤務日数	勤務時間	基本給
ソ	ケースワーカー	土日、祝日、年末年始を除く月 17 日勤務	8:30~17:15 の 7 時間 45 分勤務	日額 13,100 円～ 13,390 円
タ	面接相談員	土日、祝日、年末年始を除く月 13 日勤務	8:30~17:15 の 7 時間 45 分勤務	日額 11,840 円～ 12,090 円
チ	被保護者就労支援員	土日、祝日、年末年始を除く月 15 日勤務	8:30~17:15 の 7 時間 45 分勤務	日額 13,100 円～ 13,390 円